

入札公告

条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7年4月30日

安芸市長 横山 幾夫

1. 競争入札に付する事項

(1) 業務名

安芸市民会館大ホール空調用熱源機利用サービス提供業務

(2) 業務内容

安芸市民会館大ホール空調用熱源機利用サービス提供業務仕様書による

(3) サービス提供期間

提供開始日から6年間

(4) 履行場所

高知県安芸市矢ノ丸3丁目12番

(5) 入札参加資格の申請期間

公告の日から令和7年5月13日(火)まで

(6) 入札

ア 入札日時

令和7年5月22日(木) 午前9時

イ 入札及び開札場所

安芸市役所3階 第7会議室

(7) 入札方法

入札は条件付き一般競争入札による。

入札書は所定の用紙を使用し、封入後封印のうえ、封筒に、入札業務名、宛名及び入札者名を書き、持参すること。

(8) 最低制限価格

設定しない

(9) この入札への参加者は、安芸市建設工事競争入札心得を了知すること。

(10) この入札は、入札参加資格を認めた者が1社の場合でも入札を行う。

(11) この入札の参加申請において提出された申請書等は、返却しない。また、申請書等について提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。

(12) 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、当該申請は無効とする。

2. 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 安芸市の令和 7 年度入札参加資格登録がされていること。

※1 (5) の入札参加資格の申請期間までに登録を受けていること。

(3) 四国内に本社または営業所等を有する者であること。

(4) 官公署から指名停止を受けていない者であること。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）

(6) 本委託業務にかかるメンテナンスの体制を整えた者であること。

3. 入札に必要な書類を渡す場所、日時

日 時： 令和 7 年 4 月 30 日（水）午前 9 時から

令和 7 年 5 月 13 日（火）午後 5 時まで

場 所： 安芸市教育委員会生涯学習課及び安芸市ホームページ

4. 仕様書等に対する質問

仕様書等に対する質問がある場合には、質問事項書により令和 7 年 5 月 13 日（火）午後 5 時までに、安芸市教育委員会生涯学習課へ提出すること。

質問に対する回答は、安芸市ホームページへ令和 7 年 5 月 15 日（木）午後 5 時までに掲載する。

5. 入札参加資格の申請等

当該入札に参加しようとする者は、別紙 1 に定める様式により令和 7 年 5 月 13 日（火）までに市長に一般競争入札参加資格申請書（以下「申請書」という。）を提出し、入札参加資格の有無についての確認を受けなければならない。

入札参加資格の確認は申請書等の提出期限をもって行い、その結果、入札参加資格なしと認められる者については、別添により FAX 通知する。この通知のない者については入札参加を認めるものとし、入札参加資格確認通知は行わない。

(1) 申請書等の提出期間

令和 7 年 5 月 13 日（火）午後 5 時までに持参または郵送すること（必着）

(2) 提出場所

〒784-8501 高知県安芸市土居 82 番地 1

安芸市教育委員会 生涯学習課 生涯人権学習係

(3) 入札参加資格なしと認めた場合の通知

令和7年5月14日（水）

(4) 入札参加資格がないとされた者に対する措置

上記 2. 入札参加資格を満たすことが条件であり、入札参加資格のないものからの入札参加資格なしに対する理由を市長に求めることはできないものとする。

(5) 入札参加資格の喪失

(4) の通知を受けない者にあっても、次に該当する場合は入札参加資格を喪失するものとし、落札者にあっては落札決定を取り消す。

・ 上記 2. の入札参加資格を満たさなくなったとき。

・ 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

※当該入札の参加申請において提出された申請書等は、返却しない。また、申請書等について提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。

※申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、当該申請は無効とする。

6. 入札方法等

(1) 郵送による入札は認めない。

(2) 入札時刻に入札会場にいない者について、入札参加を認めない。

(3) 代理人による入札の場合は、その旨の委任状を持参し、入札書投函の前に入札執行者の確認を受けなければならない。

(4) 入札書は別に定める所定の様式に基づくものとし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載しなければならない。

(5) 安芸市建設工事競争入札心得に規定される無効又は失格に該当する入札は、この入札において無効又は失格として扱う。

(7) 予定価格に達しない場合は、3 回まで入札を行う。3 回の入札で落札されない場合、最低価格の入札をした者から順次に随意契約の折衝を行うことがある。

6. 入札保証金及び契約保証金

免除

7. 無効入札

安芸市契約事務規則第 20 条各号に該当する入札は無効とする。

10. 落札者の決定

- (1) 開札の結果、市の定めた予定価格以内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、後日日時を指定し、当該入札者の出席を求めて、くじを引かせて落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者がいないときは、予定価格と入札金額との差が最小のものと不落随契の協議を行うことができる。